

南あわじ市 農業委員会だより



第11号

平成26年1月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492

南あわじ市市福永358番地1

TEL.(0799)43-5029 FAX(0799)43-5126

～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる「かけ橋」～



西淡グリーンノートのみなさん

【西淡グリーンノート 活動紹介】

平成10年に西淡町生活改善「西淡グリーンノート」を結成。農業経営のリーダーとして、生産技術の習得、パソコン簿記帳、家族経営協定を推進しています。現在会員数は17名。

平成23年より、撥水性・通気性に優れた快適な農作業着を作る企画をスタートさせ、企業と連携し商品化を目指しています。

新年のごあいさつ



南あわじ市農業委員会

会長 船本 泰生



新年あけましておめでとうございます。
平成二六年の年頭にあたりご挨拶申し上げます。

平素は、農業委員会の活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業を取り巻く環境は、TTP問題、耕作放棄地、鳥獣被害、担い手不足など益々厳しさを増しています。

南あわじ市の農地は、三毛作可能な優良農地が多く、特産品であるレタス・玉葱・キャベツ・白菜などが産出されていますが、高齢化や労力不足などで生産量は年々減少傾向にあります。

私達農業委員会はこれらの問題を、理念である「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋」に従い、県・市・農協・関係諸機関と共に地域に根ざした活動に取り組み、豊かな自然に育まれた南あわじ農業が今後も、維持、発展し、次の世代へ受け継がれるよう努力する所存でございますので、重ねて皆様方のご協力をお願い申し上げます。

大切な農地を守り、有効利用を進めましょう!!

農地の利用状況調査

農業委員会では、毎年七月～八月にかけて市内農地の利用状況調査を実施しています。この調査は、農地の利用状況と耕作放棄地の実態を把握し、今後の農地の有効利用を図ることを目的としています。

平成二四年度に実施した調査では、約二六〇ヘクタールの遊休農地が確認されました。また、遊休農地の所有者の方へは、文書による指導を実施するとともに、意向調査及び農地情報公開台帳（農地バンク）への登載の案内を行いました。



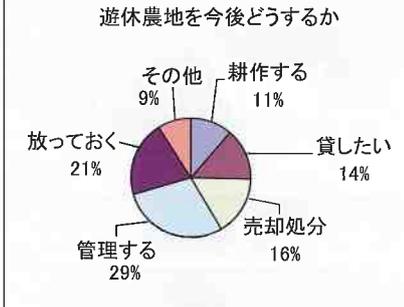
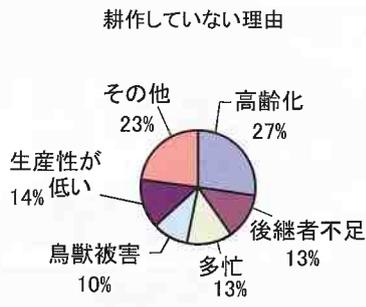
調査結果

遊休農地の所有者の方（一、六二七名）を対象に意向調査を実施し、五〇一名（約三二％）から回答を得ることができました。

耕作していない理由として、

高齢化や後継者不足による労力不足、農業以外の仕事が多忙、鳥獣被害等様々ですが、今後の農地の管理については、耕作の再開や定期的な除草、耕起による保全管理等、遊休農地解消に向けた様々な意見をいただきました。

また、新たに農地バンクに、二九九筆、約一四ヘクタールが登録されました。



農地は地域の大切な財産です

一度、農地が荒れると、元の農地に戻ることは大変困難です。また、荒れた農地には雑草などの繁茂による火災や環境破壊、ゴミの不法投棄や鳥獣害、病虫害を誘発する恐れがあり、地域の生活・営農環境にも影響が出てきます。

農地は、安全な食料の安定供給において大切な財産であり、また環境保全などの多面的な役割も果たしています。大切な資源を次世代へ残していくうえでも、地域の農地をみんなで守っていきましょう。

遊休地が発生すると環境悪化につながります



農地の貸し借りに際しては、利用権設定が便利です

「農地を貸すと、返してもらえなくなる」との話を聞くことがあります。

農地は、農業活動で収入を得るための生活の基盤であること、また、安定した農業活動の要請から農地を借りている人に権利が認められているため、このようなことも言われているようです。

しかし、「利用権設定」の制度で、貸し借りの契約をした農地は、その期間が到来すると貸し手に農地が返還されることとなりますので、安心して農地の貸し借りができます。

また、貸し借りの契約締結行為は、市が農業者の意向を取りまとめた「農地利用集積計画」を作成・公告することによって有効になります。



自分で耕作できないときは、ご相談を

自分で耕作できないなど農地の利用でお悩みの方は、早めに地元の農業委員や農業委員会事務局にご相談ください。委員会では、農地バンク（貸したい農地の台帳・借りたい農家の一覧）を作成し、農地の貸し借りの中継ぎを行っています。

また、新たに農業に参入したい方も一度ご相談ください。

全国農業新聞の購読を!



全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。経営とくらしに役立つ情報満載。ぜひ購読を!

購読料

1ヶ月6000円
(送料、税込み)

お申し込みは地元農業委員もしくは農業委員会事務局まで。

活動報告

耕作放棄地解消作業

七月二三日、南あわじ市農業委員会では、近年市内でも増加傾向にある耕作放棄地を何とかしようと、「耕作放棄地解消作業」として雑草などが生い茂っている農地の草刈作業を行いました。約一七アールの耕作放棄地は、雑草だけではなくゴミも多くありましたが、約二時間の作業により解消されました。現在は、借り手も決まり、優良農地として耕作されています。

今後も息の長い取り組みが必要であり、今回の取り組みを参考に、耕作放棄地の解消に向けた様々な取り組みを行う予定です。



耕作放棄地解消作業の様子

新しい農業委員のお知らせ

福岡 治



担当地区 神道・庄田・安住寺

農業委員として、地域・農業発展のために、努力していきます。

納 敏和



担当地区 広田上・市場・不藤・広田南・堂丸団地・県住緑広田

農業委員としての自覚を持って地域農業発展の為に努力いたします。

農地に関する手続きについて

農地の売買や貸借などの権利移動には、農業委員会の許可が必要です。また、農地以外のものにする場合は、県知事の許可が必要です。
農地法第3条関係(権利移動)
 農地を耕作目的で「所有権移転」(売買・贈与・交換)する場合に必要申請です。相続による所有権移転の場合、農業委員会の許可は不要ですが、農業委員会への届け出が必要です。

農地法第4条、第5条関係(農地の転用)

農地を農地以外のものにする(住宅、駐車場、倉庫、太陽光発電設備等)ことを「農地転用」といい、許可が必要です。許可を受けないで転用したり、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は、違反となります。
 農地の転用や形状変更を行う場合は、事前に地元の農業委員または、農業委員会事務局にお問い合わせください。

農業用施設の届出・許可

自分の所有する農地に農業用施設を建築する場合は、転用面積によって農業委員会への届出と県知事の許可とに区分されます。転用面積が二〇〇㎡未満であるときは、農業委員会への届出となり、二〇〇㎡以上のときは、県知事の許可が必要となります。(農地法第4条の規定による)

賃借料情報

平成二四年一二月から平成二五年一二月に締結(公告)された市内の賃貸借水準(一〇アールあたり) ※田のみ

区分	平均額	最高額	最低額
表裏作	9,400円	22,688円	987円
表作のみ	該当無し		
裏作のみ	7,600円	13,000円	3,000円

農業委員会 選挙人名簿

登録申請書の提出にご協力ください。

農業委員選挙人名簿登録申請書に基づいて、農業委員会委員選挙人名簿が作られます。

*市役所への提出期限が一月一〇日となっております。

*農業委員会事務局または、各総合窓口センターへ提出してください。



申請書等審議日程

毎月次の日程により申請書等の受付、審議、許可等を行っています。申請についてのご相談はお早めにお願います。

○申請書等受付締切

毎月五日

(閉庁日の場合は前日)

○総会

毎月二〇日頃

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金



- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金の特徴

☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます

☆ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

☆ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



☆ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳になるまでに亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

☆ 税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。
(支払った保険料の15%~30%程度が節税)

☆ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのあわじ島農協、南あわじ市農業委員会、または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

あわじ島農業協同組合 tel:42-5200
農業委員会事務局 tel:43-5029

農業者年金基金 検索



農業者年金説明会の様子